

あんまマッサージ指圧、はり・きゅう 療養費の適正化に向けて

あ

んまマッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）による施

術および治療用器具の製作については、療養費制度による「償還払い」が原則である。しかし、多くの保険者で施術者との契約により、患者が施術者や代行事業者に療養費の請求・受領を委任する代理受領が行われ現物給付化されているが、健保組合の約4割は償還払いのみの取り扱いとなっている。

あはき療養費は、2015（平成27）年度、はり・きゅう394億円、マッサージ700億円、治療用器具425億円（総額約1520億円）に達し、後期高齢者についての不正請求等は累計約9億5千万円と報告されており、その適正化が課題となっている。

「あはき」側は、実態は95%が契約による代理受領となっており、患者の利便を高めるためとして柔道整復（柔整）の場合と同様の「受領委任方式」への移行を要望してきた。

健保連はじめ保険者側は、保険

財政が窮迫するなかで不当・不正請求を排除するため、医師の同意・再同意の文書化、施術者による医師への施術報告書の作成義務化、施術管理者についての「研修受講・実務経験」要件の新設、不正請求の疑いのある施術所に対するルールの厳格化、施術期間・回数の見直し、支払い額通減制の採用、算定額の定額化などを要求してきた。

18年6月、あはき療養費改定（平均改定率+0.32%）において、療養費全体に占める割合が30%と高く、不正請求事例の6割を占める往療料を見直して施術料などに振り替え、また、地域において医師とあはきの施術者の連携推進の観点から「施術報告書交付料」の新設などが行われた。

また、明細書の付いた領収証の無償交付、毎月の支給申請書に患者・家族の署名・押印、医師の同意書・再同意書の様式を見直して必須化、施術者による施術報告書の作成、長期頻回施術の是正が図ら

れることとなった。

さらに、19年1月から「あはき」についても保険者の判断により、受領委任方式が認められることとなった。なお、いったん受領委任制度を導入した場合であっても、給付の適正化のために、償還払いに戻すことも可能である。

健保連としては、受領委任方式は、柔整の例にみられるように、地方厚生局による指導監査が可能となったとしても、給付適正化の実効を上げることが期待できないと判断しており、各健保組合があはきについて「償還払い」を採用し、保険者機能を発揮して審査支払業務を行い、療養費の適正化を進めることが望ましいと考えている。受領委任方式に比べ患者の費用負担感はあるが、このことが不正請求への牽制（けんせい）効果を高めることになる。

各保険者が請求データを分析し、保険医療機関などの診療データと突合して請求書の審査・点検に活用していくことも期待したい。